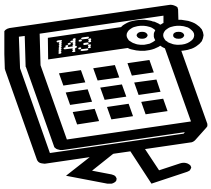

「あと一年で？！まずは8%向けて…」

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、１消費税率の引き上げ、２特定新規設立法人に係る事業者免税点制度の不適用制度、３任意の中間申告制度、４税率引上げに伴う経過措置に関しての発表がありました。今回はこの中で気になる二つの措置についてお伝えします。

・消費税率の引き上げ

消費税の現行税率は**5%**(消費税 4%、地方税 1%)ですが、**「平成 26 年 4 月 1 日」**に、**8%**(消費税 6.3%地方税 1.7%)**「平成 27 年 10 月 1 日」**に **10%**(消費税 7.8%地方税 2.2%)と二段階で税率を引上げることが予定されています。(注、経済財政状況に柔軟に対応する観点から、引上げ停止を含めた所要の措置を講ずるとされているため変更の可能性あり。)

・任意の中間申告制度

消費税の中間申告義務のない事業者による、**任意の中間申告を認める制度**です。(法人は平成 26 年 4 月 1 日から、個人事業者は平成 27 年 1 月 1 日から利用できます。)

中間申告義務のない方(直前課税期間における確定消費税額の年税額が **48 万円以下※**である事業者は消費税の中間申告義務がありません。)は、この制度を利用することで今まで一括納付していた消費税を、年２回に分割して納付することが可能になります。

注、この制度を利用するには**届出書**の提出が必要です。(提出期限有り) 任意の中間申告とありますが、納付日を自由に設定できるわけではなく、**六月中間申告と同じ納付日**(個人事業者は、8 月 31 日)になります。また、届出書を提出した上で消費税を期限までに納付しなかった場合、**「延滞税」**が発生します。

※　前年度の消費税の確定申告書の⑨の欄に記載されている金額で判定します

8%の税率変更まであと一年をきっています。仕入れコストの増加や、増税よる利益減少の可能性等々、多方面で増税の影響がでることが予想されます。増税分の価格転嫁は可能か、資金繰りは今までどおりで大丈夫か。増税に向けて環境を整えていきたいですね。

「任意の中間申告制度」は、資金繰り対策の一つとして活用できる制度ですので、増税のシミュレーションも含め、気になられる方はメールでご相談ください。